【第二部】企業から届いた声

必要性を起点に、媒体・重複、実装可能性、価値創造を支える開示の観点から整理。

資料２

01

何を開示する必要があるのか

必要性・利用実態・総会前開示・項目単位の棚卸し

02

どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性

有報の中核情報・別媒体・重複解消・参照・1情報1ソース

03

現実的に実装できるのか

早期化・監査・保証・英文開示・実務スケジュール

04

価値創造を支える開示へ

経営資源・人員・働き方・本質的業務への影響

企業の声 01

01

何を開示する必要があるのか

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 1/11 ～

総会前に開示すべき情報の範囲

- 株主総会前に開示すべき情報は、議決権行使に重要な影響を与える項目を中心とし、それ以外は任意開示書類等による総会後の開示でも足りる。投資家の関心が真に高い項目に絞ってほしい。

- 有価証券報告書を総会前に開示する場合も、投資判断・議決権行使に必要な中核情報は適切に記載する一方、詳細・補足・定型情報や他媒体との重複まで網羅する必要はない。情報量が増え過ぎると、作成負担だけでなく、投資家にとっても重要情報を把握しにくくなる。

- 有価証券報告書、事業報告、計算書類、招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書等の重複を洗い出し、中核情報と補足情報を整理した上で、開示内容と時期を体系的に見直してほしい。

- 有価証券報告書については、投資判断等に必要な中核情報を適切に開示する媒体としての重要性を維持しつつ、他の開示媒体との重複を合理化し、重要性に応じたメリハリある開示体系とすることが、投資家及び企業の実務負担の双方の観点から望ましい。

- 重要性に応じたメリハリある開示を求められても、開示しなかった情報について事後的に説明を求められるリスクがあるため、企業は保守的に多くの情報を記載せざるを得ない。重要性判断に基づく開示の合理化を実効的なものとするため、合理的なプロセスに基づく企業の重要性判断が尊重される制度運用としてほしい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 2/11 ～

投資家属性・利用目的ごとの必要情報

- 「総会前に必ずしも開示する必要がない」項目を、投資家の属性・利用目的ごとに整理してほしい。株式か債券か、プライマリーかセカンダリーか、議決権行使に使うのかによって、必要な情報とタイミングは異なる。どのような投資家が、どの情報を、どのタイミングで必要としているのか、反対に実際には利用されていない情報は何かを整理した上で、株主総会前の開示が真に必要な項目と、必ずしもそうではない項目を精査すべきである。

- 政策保有株式や役員報酬など、機関投資家が議決権行使において重視する情報は、株主総会前に開示する必要がある。一方、これらの情報については、招集通知やその他の電子提供措置事項で確認可能であり、必ずしも有価証券報告書で開示する必要はない。その他の項目についても、議決権行使との関連性を踏まえ、総会前に有価証券報告書で一律に開示する必要性を精査すべきである。

- 業種特性に照らし、投資判断又は議決権行使判断との関連性が相対的に限定的なデータ（例：金融機関における自社操業由来の環境負荷データの詳細内訳、拠点別・設備別データ等）は総会前に開示する必要はないと考える。

- 推計、仮定、外部データに大きく依存する情報の詳細な算定過程、モデル、感応度分析等の補足説明については、総会前の開示は不要と考える。ただし、重要なリスク・機会、重要な仮定、ガバナンス、リスク管理、指標及び目標等の中核情報は、有価証券報告書において重要性に応じて記載されるべきであると考える。

- 沿革、事業の内容、株式事務等については年度によって大きく変わるものではなく、株主総会前に開示する必要性は高くないと考える。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 3/11 ～

制度目的と有価証券報告書の役割

- 有価証券報告書は、経営戦略、MD&A、資本政策、リスク管理、ガバナンス等、投資判断等の基礎となる中核的な制度開示媒体であり、その重要性は引き続き高い。

- まず、実務上の課題以前に、総会前開示に関して持っている課題意識として、投資家側のニーズが挙げられる。2025年６月に実施された経団連のアンケート調査結果によれば、総会前開示への投資家の反応として前向きなフィードバックを多く受けた会社はわずか2%（129社のうち2社）で、約88%は投資家から特段の反応はなかったと回答している。
  経団連：「有価証券報告書の株主総会前開示」アンケート結果（2025-07-15）

- そもそも、株主総会における議決権行使に必要な情報を提供する媒体として事業報告等が位置づけられている中、株主総会前開示の議論において、金融商品取引法に基づく有価証券報告書がその媒体として想定されていること自体、会社法と金融商品取引法の制度上の役割分担に照らして、強い違和感がある。 政策保有株式に関する情報など、株主総会における議決権行使に必要な情報が事業報告等で不足しているのであれば、まずは事業報告等の記載内容の充実を検討することが本来の制度趣旨に沿った対応ではないか。

- 有価証券報告書を総会前に開示することの必要性を検証するとともに、事業報告、株主総会参考書類、決算短信・決算説明資料、適時開示等で既に提供されている情報を踏まえ、議決権行使の判断に必要な情報のうち、現状では不足しているものを項目単位で明らかにした上で、総会前に開示すべき項目を具体的に示していただきたい。

- 新たな開示項目を追加する際には、導入時点の必要性だけでなく、導入後に実際にどの程度利用されているのか、企業の作成コストに見合った情報価値が生じているのかを定期的に検証してほしい。利用実態が乏しい項目や、他の開示媒体で代替可能となった項目については、継続を所与とせず、縮小・廃止を含めて見直す仕組みが必要である。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 4/11 ～

投資家ニーズと実際の利用可能性

- 議決権行使や投資判断に必要な情報の多くは、招集通知、事業報告、決算短信・決算説明資料、IRイベント、統合報告書、適時開示・その他の任意開示等を通じて既に相当程度提供されている。実際、有価証券報告書の提出時期や内容について、国内外の投資家から意見や要望を受けることは非常に少なく、有価証券報告書を総会前に提出することによる追加的便益は必ずしも明確ではない。

- 投資家は有価証券報告書だけでなく、決算短信や決算補足資料など様々な資料を確認・分析して投資判断を行っている。サステナビリティ情報については、複数の機関投資家から「詳細はサステナビリティレポート・統合報告書で確認している」との声があり、有報で網羅的に記載する必要はないと考える。有報では、重要な情報、投資家が早期に比較したい情報、監査・保証を必要とする情報に重点化することが望ましい。また、事業報告はウェブサイトでも閲覧可能であるため、有価証券報告書と事業報告の双方に同一内容が掲載されている項目は、いずれか一方から削除すべき。

- 政府やマスコミにおいては、有価証券報告書の株主総会前開示について、投資家ニーズが極めて高いかのような発信がなされているものの、当社が日常的に投資家と対話する中では、総会前開示の必要性・重要性について強い要請を受けている実感は乏しい。

- 実際の機関投資家の議決権行使スケジュールを考慮すると、有価証券報告書の総会前開示の実効性には疑問がある。機関投資家との対話においても、現状では招集通知を確認するだけで実務上大きな負担となっているとの声を聞く。限られた議決権行使プロセスの中で、有価証券報告書が十分に読み込まれ、個別項目の細部まで判断材料として活用されるケースは限定的と考える。

- 有価証券報告書を株主総会前に提出しても、総会の数営業日前や前日の提出では、投資家が内容を十分に確認し、議決権行使に反映することは現実的に困難である。単に「総会前に提出した」という形式を満たすだけでは、実質的な意味は乏しい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 5/11 ～

海外動向・投資家意見の代表性

- 欧米では、企業開示を巡る制度のあり方について、企業負担や情報の有用性等も踏まえた見直しの動きが進んでいる。米国では四半期開示や気候関連開示を含む開示規制の見直しが議論され、英国においても気候関連開示の制度設計について見直しの動きがみられる。
  こうした海外の動向も踏まえ、日本においても、開示項目を所与のものとして維持・追加していくのではなく、投資家保護というディスクロージャー制度本来の目的に立ち返り、真に投資判断に有用な情報は何かという観点から、既存の開示項目を不断に棚卸ししていくことが必要ではないか。
  特に、様々な政策課題への対応を一律に法定開示へ取り込むのではなく、情報の利用者、重要性、必要な鮮度や保証水準等を踏まえ、法定開示以外の媒体も含めて、適切な開示のあり方を検討すべきである。

- 「海外投資家が求めている」というだけで制度改正の根拠とすることには違和感がある。
  ICGNをはじめとする海外の投資家団体が示す意見についても、それが機関投資家全体の考え方をどの程度代表しているのか、実際の投資家の行動とも整合しているのかを冷静に見極める必要があるのではないか。有価証券報告書の総会前開示についても、企業の実感として、実際の投資家から直接そのような要望を受ける場面は必ずしも多くない。
  海外の議論をそのまま日本へ当てはめるのではなく、多様な投資家の声と実態を踏まえ、日本の企業と資本市場にとって何が最善なのかという観点から制度を検討してほしい。

- 中長期的な企業価値の向上を通じて日本経済の活性化を目指すのであれば、あらゆる投資家の意見を一律に扱うのではなく、政策目的との関係で、どのような投資家の意見を重視するのかについて濃淡があってしかるべき。投資家の運用手法や投資期間、企業との関わり方も多様化している。一部の声の大きな国際的な投資家団体や政策議論に積極的に参加する投資家の意見だけを「投資家の総意」のように捉えるのではなく、企業とともに中長期的な企業価値の向上を目指す幅広い投資家の声にこそ、十分に耳を傾けるべきである。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 6/11 ～

日本固有項目と情報の断片化

- 企業価値の向上を図る上では、様々な面でグローバルスタンダードを意識していく必要がある。特に、適時性が求められる開示資料に、日本特有のいわば「ガラパゴス的」な情報まで一律に記載を求めることは、企業の開示負担を増加させる一方で、その負担に見合った情報価値を生んでいるのか、強い疑問がある。

- 女性管理職比率や男性育児休業取得率などの非財務情報については、企業によっては、新卒・キャリア採用者に占める女性比率や海外駐在員・海外研修生に占める女性比率など、人財に関するより幅広い情報を自主的に開示している。有価証券報告書に一部の情報のみを切り出して記載することで、かえって情報が断片化し、株主・投資家にとって企業の取組の全体像が分かりにくくなっているのではないか。情報の性質によっては、開示時期や媒体を企業に委ね、他の任意開示情報と一体的に開示する方が、より分かりやすく有用な情報提供につながると考える。

- 海外で開示が求められている項目についても、「海外で求められている」という事実のみを必要性や存続の根拠とするのではなく、誰が、何の目的で、どの程度利用しているのかという利用実態や情報の重要性に立ち返って検証すべきではないか。開示時期についても、海外との単純な日数比較や一部の要望だけで具体的な対応策を決めるのではなく、現在の開示では、誰のどのような判断に必要な情報や分析期間が不足しているのかを具体的に確認することが重要である。その際、継続的に政策議論に参加している投資家だけでなく、規模・体制・運用手法・担当業務等の異なる幅広い投資家・利用者の実態を把握することが必要ではないか。そうした多様な利用者について、情報の提供時期、重複・分散による探索・照合・分析の負担、株主総会の集中など、何が実際の利用上の支障となっているのかを見極めた上で、必要な改善策を検討してほしい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 7/11 ～

人的資本指標の情報価値

- 2026年３月期の有価証券報告書から開示が義務付けられた「従業員の平均給与の対前年比増減率」については、平均年間給与の増減率だけを見ても、当社が実際にどの程度賃上げを行ったのかは全く分からない。例えば、個々の従業員の賃金を引き上げていても、定年退職者が多い、新卒採用が増えたといった人員構成の変化によって、平均給与は下がることもあり得る。逆に、平均給与が上がったからといって、それが必ずしも賃上げの結果とは限らない。こうした数値だけが独り歩きすることで、むしろ企業の実態について誤解を与えていると感じる。

- 2026年３月期の有価証券報告書から開示が義務付けられた「従業員の平均給与の対前年比増減率」については、グループ会社まで対象を広げれば、さらに実態が見えにくくなると考える。事業内容も人員構成も報酬体系も異なる中で、各社の平均給与やその増減率を同じ物差しで並べても、それが何を意味するのか分かりにくい。特に海外を含むグループ企業では、それぞれの事業特性や報酬体系を無視して数値だけを比較すれば、かえってミスリーディングな情報になりかねない。「数字を開示すること」ではなく、「その数字から投資家が何を読み取れるのか」まで考えてほしい。

- 人的資本情報については、制度ごとに算定の前提が異なることに以前から違和感がある。例えば、女性活躍推進法に基づく開示と有価証券報告書では、従業員の母集団の考え方が異なるため、一見同じような人的資本指標であっても異なる母数で算定することになる。国内の投資家であれば、根拠となる制度を確認して理解できるかもしれないが、海外投資家から見れば、なぜ似た指標に異なる定義が存在するのか分かりにくいのではないか。SSBJ基準では重要性のあるサステナビリティ情報を開示していく一方、日本独自の政策要請に基づく項目が有価証券報告書に一律に追加されていくことも含め、制度間の整合性と情報の分かりやすさを改めて整理してほしい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 8/11 ～

見直し・削減候補と開示要件の整理

- 総会前開示の意義が比較的大きいと考えられる「個人別の役員報酬」や「政策保有株式」といった情報について、「事業報告」の開示項目へ取り込むことができれば、有価証券報告書の総会前開示を巡る議論についても、一定の合理化・整理につながる可能性がある。

- 例えば、以下の情報については、有価証券報告書で開示する必要性は乏しいと考える。
  - ✓ サステナビリティに関する考え方及び取組における国内の主要な連結子会社における女性管理職比率及び男性育休取得率に係る目標及び実績
  - ✓ コーポレートガバナンスの状況におけるコーポレートガバナンスの概要
  - ✓ 連結財務諸表注記-新株予約権等の状況
  - ✓ 個別財務諸表
  - ✓ 企業の概況
  - ✓ 第1「5 従業員の状況」の基礎統計（平均勤続年数・平均年齢等）
    ⇒人的資本の戦略部分とは切り離し、データ集／ウェブサイトで開示可能
  - ✓ 人的資本に関する任意管理指標の詳細、部署別・地域別・属性別の補足データ、社内管理上のKPI
  - ✓ 提出会社の参考情報（EDINETで株主が直接確認可能）
  - ✓ サステナビリティ開示の詳細情報
    ⇒有報では経営方針に含めるべき基本方針（マテリアリティ）レベルの記載までで十分であり、個別テーマごとの詳細な取組内容や年度ごとの各指標の実績の報告等については、第三者保証を受けた確定情報を、有報とは別の媒体で開示する制度にすればよい

- 有報の開示要件は、法令だけでなく、過去のパブリックコメントへの回答や開示ガイドライン等を通じて追加・整理されてきたものもあり、開示要否を判断するために過去の文書まで遡って確認しなければならない場合がある。企業が開示要件を適切かつ効率的に判断できるよう、法令・ガイドライン等を体系的に整理し、一覧性のある形で明確化してほしい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 9/11 ～

定型情報・記載時点・機械可読性

- 沿革、形式的な株式事務情報、重要性の乏しい設備情報等の定型的情報については総会前の開示は不要。

- 諸外国では開示していない日本特有の開示項目については、整理・削除すべき項目の筆頭候補と考える。日本特有の開示項目（例：人的資本開示）をリスト化した上で、改めて要否を検討すべき。

- 機械可読性についても、XBRL、タグ付け、データ取得容易性、過年度比較可能性を確保することは重要である。一方で、タグ付け対象の過度な拡大や詳細化は、作成者側に追加的な確認・システム対応負担を生じさせる。したがって、投資家の利用頻度が高い主要項目に重点化し、定義や入力様式の標準化、システム対応の簡素化を併せて進めることが望ましい。

- 役員の略歴については、期末時点と有報開示時点とで記載内容が異なることから、作成負担が大きい。個人情報を含む記載項目でもあり、誤記のリスクも高い。本当に有報で総会前に開示すべき情報か見直しが必要。

- 有報の総会前開示要請により、【コーポレート・ガバナンスの状況等】の項目に、当社を含めて、総会前後の状況を記載する会社もあるが、情報の必要性に照らした記載時点の整理も必要であると考える。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 10/11 ～

個別項目・特定子会社制度の再点検

- 有価証券報告書：従業員の状況における国内子会社の多様性3指標の数表については、細かな各社の数値を記載することの有用性があまり感じられず、主要な子会社に対象を限定する、または任意の記載としてよいと考える。
- ウェブサイト等で既に開示している内容については、有価証券報告書等での重複記載を不要とする枠組みを拡充することが望ましい。
- 事業報告： 内部統制システムに係る決議内容の概要及び運用状況（会社法施行規則第118条第2号）（法務省令に定めた項目を決議すれば足り、形式的な対応となっている）、 計算書類（連結計算書類で足りるのではないか）。
- 第1【企業の概況】1【沿革】 沿革情報はウェブサイトでも常時更新されており、有報で毎年開示を行う有用性に乏しい。
- 第3【設備の状況】 固定資産は別途財務注記もあることから、有用性の観点からオフィスを除外する、新規設備に絞るなどの工夫が必要ではないか。
- 「特定子会社」制度については、制度の必要性そのものを含めて抜本的に見直していただきたい。現行制度では、資本金や親子間取引高等を基準として判定するため、その対象が必ずしも企業グループにとって主要・重要な子会社と一致しないとの問題がある。加えて、有価証券報告書、臨時報告書、適時開示において類似する子会社情報への対応が必要となり、同一案件について重複した判定・資料作成が生じている。現在の連結ベースの企業情報開示や適時開示の充実も踏まえ、「特定子会社」という独自の制度を維持する必要性を改めて検証し、既存の開示で代替できるものについては廃止・統合を検討していただきたい。

【第二部】 企業の声 01：何を開示する必要があるのか ～ 11/11 ～

単体開示・開示項目の見直しと総会日程

- 第5【経理の状況】2【財務諸表等】 連結ベースでの開示を行っている企業にとって、単体財務諸表注記全般の有用性が乏しい。投資家から単体注記に関する質問を受けていないのが実態であり、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の開示のみでも十分ではないか。
- 実務上、期末後7週間程度で有報ドラフトを仕上げる日程においては、削減、内容の簡素化、任意開示とする項目を大胆に決めてほしい。
- 当社は経営成績、財政状態の実態を連結ベースで把握しており、単体の業績は連結の１割程度にとどまる。現在の事業報告、有価証券報告書の記載要請は、単体決算が連結の大部分を占める企業を前提としているように見受けられるが、当社のように連結の一部に過ぎないケースでは、単体財務諸表や単体注記を詳細に開示する意義は限定的である。米国をはじめ海外では連結ベースでの開示が一般的であることも踏まえ、単体開示は任意とする方向に見直していただくことで、実務負担が大きく軽減されると考える。
- 多数の開示項目のうち、機関投資家があまり活用していないものを確認し、削減することも含めて検討いただきたい。なお、2025年11月に開示府令の改正案が公開されたが、有識者において開示項目の追加を議論する際は、同時に不要な開示項目の確認と削除についても議論がなされるべきと考える。
- 有価証券報告書の「総会前開示」を実現するために株主総会の開催時期を後ろ倒しするのであれば、手段が目的化しているのではないか。企業としては、過年度の決算・開示・株主総会を可能な限り早く完了させ、将来の成長に向けた戦略や事業に経営資源を振り向けたいと考えている。株主総会を後ろ倒しして形式的に有価証券報告書を「総会前」にするのではなく、投資家・株主の意思決定に真に必要な情報は何か、その情報をいつ、どの媒体で提供することが最も有効なのかという観点から制度を設計すべきである。
- 連結ベースでの経営や投資判断が中心となっている中、単体情報について現在と同じ水準で開示を求め続ける必要があるのか、改めて検証してほしい。単体情報の作成には企業側の相応の負担があり、監査側にも負担が生じている。連結財務諸表を開示する上場会社については、投資判断における有用性を踏まえて単体開示を絞り込み、原則として連結ベースの開示とすることも検討すべきではないか。

企業の声 02

02

どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性　～ 1/8 ～

中核情報と別媒体・参照方式

- 株主総会前の情報提供については、有価証券報告書という一つの法定開示媒体だけで議論するのではなく、招集通知、決算説明資料、ウェブサイト、投資家との対話など、企業が既に行っている任意開示を含めた情報提供全体で捉えてほしい。企業がそれぞれ創意工夫して行っている情報提供も踏まえ、投資家にとって真に必要な情報が適切に届いているかという観点から制度を検討すべきである。
- 新たな情報開示の必要性が認められた場合であっても、「開示が必要であること」と「有価証券報告書への記載が必要であること」は分けて考えるべき。Public CBCRのように、特定の目的に応じた情報を別の媒体で公表する制度も存在しており、開示情報を何でも有価証券報告書に集約することが必ずしも合理的とは限らない。投資判断等に必要な中核情報は有価証券報告書に記載する一方、それ以外の情報については、別媒体での開示や参照方式を含め、情報の性質と利用目的に応じた柔軟な開示方法を認めてほしい。
- 投資家が株主総会前の議決権行使判断において重視しているのは、経営戦略・中期経営計画・ROE・資本政策・株主還元・セグメント別業績といった意思決定に直結する情報であり、その判断に直接影響しない情報については、ウェブサイトや任意開示書類での開示（有報からは参照リンク等で誘導）で対応すべき。
- 戦略・資本政策・ガバナンス・リスク等の情報を中核に据え、基礎データは別媒体・ウェブサイトに整理するという、重要度に応じた構成が、投資家の利便性と作成合理化を両立させると考える。
- 有価証券報告書と事業報告・株主総会参考書類は制度目的が異なり、議決権行使に必要な情報は基本的に後者で提供されている。有価証券報告書全体の総会前開示の必要性は改めて検証すべきである。また、開示媒体間の重複解消にあたっては、有価証券報告書への一本化を前提とせず、事業報告等の開示済み情報を有価証券報告書から引用・参照できる仕組みを整備することで、各制度の目的や開示時期を維持しつつ、実務負担を軽減すべきである。

【第二部】 企業の声 02：どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 2/8 ～

実際に利用される媒体と役割分担

- 決算説明資料、インベスター・デー資料等で継続的に説明している中長期経営ビジョン、事業別戦略、セグメント別KPIの詳細については、有価証券報告書で重複して詳細に記載する必要性を見直してほしい。

- 重要事象、重要契約、資本政策関連情報の詳細についても、適時開示資料や決算説明資料等で既に開示している場合には、有価証券報告書で重複して記載する必要性を見直してほしい。

- 実態として有報のMD&Aやサステナビリティ情報の記載欄等は、法定開示要請に対応した最低限の記載にとどまる場合が多く、投資家の注目は有価証券報告書ではなく、統合報告書（マネジメントメッセージを含む）や決算説明資料等、ストーリー性やKPIとの関連性を重視した任意開示媒体が中心である。

- 有価証券報告書と事業報告の一本化、合理化については、事業報告の記載項目をすべて有価証券報告書に移行させるのではなく、どの情報を株主総会前に開示することが投資家にとって有効であるのかという視点のもと、①記載項目の削減、②重複する内容の整理・統合、③サステナビリティ開示の外出し・別媒体での開示を検討してもらいたい。

- 有価証券報告書、事業報告、計算書類、招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書、サステナビリティレポート、決算説明資料、インベスター・デー資料、SR説明資料等の間で、同一又は類似の情報が重複して記載されている場合、企業にとっても投資家にとっても非効率である。投資家にとって有用なのは、開示量の多さではなく、企業価値評価に重要な情報が、過年度との比較可能性や他の開示媒体との整合性をもって提供されることである。

- 有価証券報告書は記載順序が固定的であり、各社の戦略や特色を効果的に伝えるには必ずしも適した形式ではない。また、EDINETでは、色彩・フォントや図表の解像度等にも制約があり、表現上の自由度も限られる。こうした点も、有価証券報告書への一本化が難しい要因である。

【第二部】 企業の声 02：どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 3/8 ～

任意開示の利用実態・単体ベースの開示義務

- 実態としてIR活動の対象である投資家の注目は統合報告書（マネジメントメッセージ含む）や決算説明資料等、ストーリー性やKPIとの関連性を重視した任意開示媒体が中心である。

- IR面談では決算説明資料等、ESG面談では統合報告書等、有価証券報告書以外の媒体をベースに対話することがほとんどである。

- 投資家からの質問は、必ずしも「有報に記載されているから質問されている」というわけではなく、実際には主たる参照資料としては統合報告書やサステナビリティレポートである場合が多く、それらを通じて関心が高まったテーマについて有報の記載内容も含めて質問されていると考えている。このような観点から、有報に情報を過度に盛り込むことの意義は限定的である。

- サステナビリティ開示については、有報とは別の法定開示書類を制定してそちらで開示するようにしてもらいたい。

- 原則として、東証又はEDINETで既に開示している内容とほぼ同一の情報については、有価証券報告書等での重複記載を削減し、又は当該情報の開示を任意とすべきと考える。

- 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく臨時報告書制度では、連結ベースの提出事由に加え、提出会社単体ベースでの提出事由が残されている。例えば、子会社株式の減損処理について、連結財務諸表上は損失が消去され、連結業績への影響がない場合であっても、提出会社単体での損失額が一定の基準を超えると、臨時報告書の提出が求められる。
  さらに、臨時報告書の提出に伴い、東証の適時開示対応も必要となる場合があり、企業側には二重の実務負荷が生じている。企業経営や投資判断が連結ベースで行われている実態を踏まえれば、投資家にとっての情報の重要性・有用性の観点から、単体ベースでの開示義務の必要性を改めて検討すべきではないか。

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 4/8 ～

重複項目の具体例

- 事業報告等で株主総会前に既に開示されている情報については、有価証券報告書において重複して総会前に開示する必要はない。
- 有報　第5【経理の状況】 2【財務諸表等】にある、個別（単体）財務諸表・注記。
  ⇒連結財務諸表と重複する注記情報については、総会前に提出する必要性は低いと考える。
- コーポレート・ガバナンス報告書、招集通知、株主総会参考書類等と重複するガバナンス体制、役員候補者情報、委員会構成、役員報酬制度等の詳細説明。
- 「発行可能株式総数/発行済株式」、「大株主の状況」「役員の状況（役名/氏名/生年月日/略歴/任期/所有株式数）」等。特に、役員の記載情報のうち、総会で新任・再任となる取締役候補者の情報は総会前に開示する必要があるが、これは総会書類でカバーされるため、有報での重複開示は省略しうる。
- 一本化・合理化により、作業負担の軽減が期待できる。一方、有価証券報告書で十分に代替できるかどうかについては、慎重な検討が必要と考える。
- 有報に情報を過度に盛り込むことの意義は限定的であり、むしろ各開示媒体の役割を踏まえた上で、情報の整理や一貫性を意識した開示のあり方を検討することが重要であると考える。重複開示が整理されることにより、各開示媒体の作成負荷軽減にもつながると期待している。
- 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書には、ガバナンス情報を中心に同一・類似の内容が多く、作成・更新時期も重なるため、それぞれの媒体について同じような情報を確認・作成する負担が生じている。ガバナンス情報についても、同一・類似情報を複数媒体で開示する必要性を改めて検証し、重複を解消してほしい。

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 5/8 ～

一本化だけでは負担軽減にならない

- 特定の項目以外については投資家からの関心が高くないこと、有価証券報告書と事業報告の開示項目の重複があることから、有価証券報告書の開示について合理化や事業報告との一本化を求めたい。
- 一体化の場合は、作成する資料が1つとなり、一定の負担軽減になるようにも思うが、株主総会の3週間前までに有価証券報告書の記載事項も網羅して開示する必要があること、事業報告等と有価証券報告書の作成義務があり両方の観点から開示項目が漏れていないかチェックする必要があることに変わりがないと思われることから、全体的な負担が軽減されるとは、現時点において確認できない。
- 有価証券報告書と事業報告等の一体化によって重複開示を解消する方向性には賛同するが、一体化と株主総会3週間前の提出は切り分けて議論すべきである。提出時期の前倒しにより企業の作成負担が増すのであれば、一体化による効率化のメリットが相殺されかねない。
- 法定開示書類間での記載項目の重複が生じている部分については、可能な限り削減されるべきと考えている。その観点で、現在進められている有価証券報告書と事業報告等の開示の一本化に向けた議論については賛同する。ただし、同時に議論されている株主総会の3週間前開示については、作業負担や実務上のスケジュールを踏まえると、有価証券報告書と事業報告等の一本化が実現したとしても、直ちに対応するのは難しいと考える。企業の開示実務における負担が実質的に軽減されるよう、単なる書類の統合にとどまらず、開示項目そのものの見直しや合理化についても、より踏み込んだ議論が行われることを期待する。例えば、事業報告等で既に開示した情報は有価証券報告書での記載を不要とするなど、同一情報を複数の法定書類で作成・確認する必要のない制度とすべきである。
- 有価証券報告書の早期開示を進めるのであれば、事業報告との一体化・合理化によって企業における重複作業等を軽減していく法整備が必要と考える。
- 他の法定開示書類と重複する情報（例えば、連結財務諸表等）は一本化して合理化を図ることが、投資家にとっての開示の分かりやすさの向上にもつながると考える。

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 6/8 ～

再掲は単純なコピーではない

- 事業報告・有価証券報告書・コーポレート・ガバナンス報告書・決算短信は記載が重複する部分が多い。投資家は書式ではなく内容を重視しており、重複排除と一体的・整合的な開示を進めることが望ましい。

- 当社は、3月期決算だが、2つの報告書のタイミングは、
  - ✓ 招集通知に同封で事業報告（ウェブサイトでも公開）（5月下旬）
  - ✓ 事業報告の英訳をウェブサイトで公開（1週間後）
  - ✓ 有価証券報告書（総会7～10日前の開示）
  - ✓ 英文財務諸表の開示（6月末）

  となっている。例えば、株主総会の開催期日については「議決権基準日から3か月以内」を「4か月以内」と延長していただき、事業報告の開示を有価証券報告書に一本化できれば、重複内容の削減・軽減も期待できる。

- 既に開示済みの情報を別の開示書類に再掲する場合、一見すると単純な転記作業にすぎず、実務負荷は限定的と思われがちである。しかし、法的責任を伴う開示書類の作成においては、転記元の情報との正確性・整合性の確認が不可欠であり、数値や注記の漏れ、記載内容の不一致等が生じないよう、厳格なチェックが求められる。こうした確認作業には相応の人的・時間的リソースを要しており、単なるコピー・アンド・ペーストで対応できるものではない。

- 現行の開示制度に関しては、形式・内容の重複が多い一方で、様式や開示すべき細目の差異があるため実務上の負荷が非常に大きい。加えて、それが株主総会準備と同タイミングで発生するため、負荷がより大きくなっている。

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 7/8 ～

様式差・プロセス差による二重作業

- 事業報告等と有価証券報告書は、同趣旨の情報を求められる一方、作成時期・様式・記載細目が異なるため、単純に情報を流用できない。それぞれの様式に合わせた作成と、両者の整合性確認が必要となり、実務が二重化している。特に役員関連記載（活動状況、辞任・解任の経緯、親会社等からの報酬等）や関連当事者注記については、文言調整や社内合意に相当の時間・労力を要している。

- 年度決算、事業報告・有報の作成、各種監査対応、株主総会準備を3か月以内に完了するために、高い実務負担が3か月間継続し、株主総会直前までの対応を余儀なくされている。グループ会社にも異なる時期に複数の部門から類似の調査依頼が届き、制度改正の都度、情報集約システムの改修費用も生じている。

- 財務諸表、株式情報、コーポレート・ガバナンス情報等について、同趣旨の情報であるにもかかわらず、会社法と金融商品取引法の各様式に合わせて、ドラフト作成、レビュー、修正を別々に行っており、実務が二重化している。

- 事業報告及び有価証券報告書に係る開示要求・作成プロセスは異なるため、それぞれ異なるタイミングで作成・承認を得る必要がある。また、注記も同様の内容であるにもかかわらず、自動連携できず実務負荷が大きい。

- 単体注記（会社法・金商法）は情報価値に比して分量が多く、作成・整合性チェック・監査対応の負荷が大きい。事業の内容、関係会社の状況、役員の状況、社外役員に関する事項、役員の報酬等の重複部分は一方の媒体に寄せるべきである。

- 同じ情報を複数の開示書類で作成・確認・監査・承認すること自体が大きな負担となっている。特に、誤謬が判明して訂正が必要となった場合には、同じ情報を記載した複数の開示書類について訂正対応が必要となり、負担がさらに大きくなる。単なる書類の一本化ではなく、中長期的には「1情報1ソース」とし、同一情報を一度作成すれば各開示に活用できる仕組みを目指してほしい。

【第二部】 企業の声 02:どの媒体で開示するのか・重複解消の必要性 ～ 8/8 ～

制度ごとに異なる定義・重複義務

- 発行登録制度では、「保証会社等」が継続開示会社に該当しない場合、有価証券報告書等で開示済みの「保証会社等の情報」についても、発行登録書等への重複記載が求められる。単なる転記であっても、法的責任を伴うため厳格な整合性確認が不可欠であり、相応の実務負荷や印刷・郵送等の追加コストが生じている。EDINETで既に閲覧可能な情報について、重複開示を求める必要性には疑問がある。
- 事業報告と有価証券報告書の一体化、一本化を進めるにあたっては、有価証券報告書に詳細な記載が求められている項目について、本当に投資家にとって必要な情報なのか、改めて見直してほしい。例えば、「設備の状況」、「株式の状況等（自己株式の取得等）」、「企業結合の注記」等である。
- 事業報告等と有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書で重複している項目は、いずれか一つの媒体で開示すれば足りる。
- 事業報告では「特定完全子会社」、有価証券報告書では「特定子会社」の開示を求められているが、両者の定義が異なり、読み手にとって誤解を生みやすい開示と考えられるので、削除もしくは一本化することが望ましい。
- 事業報告と有価証券報告書の内容には重複部分が多くあるが、開示を一体化又は一本化した場合でも、提出期限を前倒しするのであれば、一体化・一本化による工数削減の効果よりも期日前倒しによる工数増加の影響の方が大きくなるのではないかと懸念している。
- 事業報告と有価証券報告書の一本化の検討の中でも、開示業務のスケジュールが平準化される方向で検討を進めることが必要であると考える。
- 同一又は類似の情報であっても、会社法、金融商品取引法、取引所規則、サステナビリティ開示等で、重要性の考え方、対象範囲、開示単位等が異なれば、制度ごとに別々の判定・確認が必要となる。制度横断で可能な限り考え方の整合を図り、企業が一度行った重要性判断や情報整理を、複数の開示制度で活用できる仕組みとしてほしい。

企業の声 03

03

現実的に実装できるのか

【第二部】 企業の声 03：現実的に実装できるのか ～ 1/5 ～

サステナビリティ情報・保証と確定時期

- 本来、有価証券報告書の役割は、資本市場における投資判断の基礎として、企業全体の状況を説明することであると理解する。現在のように、企業の「非財務情報」全般ではなく「サステナビリティ」に関する開示情報の分量が増加し、企業にとって重要な他の非財務情報に先行して第三者保証の対象となる制度設計が、一般の投資家が望むものなのか疑問がある。この点、有価証券報告書の全体像を議論する中で改めて検証する必要があるのではないか。その際には、サステナビリティ開示規制を導入した海外法域と導入していない海外法域との間で、資本市場における資金仲介等にどのような違いが生じているのかを検証することも有用と考える。
- 有報　第2【事業の概況】2【サステナビリティに関する考え方及び取組】については、開示が拡充する中で、定量データも含めたサステナビリティ開示が総会前開示に間に合わないことが想定される。現在でも暫定値を開示し、確定値についてはサステナビリティレポートへ案内している。そのため、総会前に開示する必要はないと考える。
- サステナビリティ開示については、将来情報を多く含むことが有報の性質に合わないこと、今後、第三者保証の対象となる情報については、情報の確定や保証手続に時間を要し、有報の早期化の動きとの両立が実務上困難であることから、本当に総会前に開示すべき情報なのか、真剣に検討してもらいたい。関連する原稿作成部門が多いこと、また経営戦略やリスク管理等の記載において他の記載欄との調整を要すること等から、作成の際にかかる負担も大きい。

【第二部】 企業の声 03：現実的に実装できるのか ～ 2/5 ～

情報収集・確定時期・英文開示の実務

- 重要な契約については、グループ各社において多種多様な契約が締結されており、現場からの照会対応や確認作業等を含め、相応の実務負荷が生じている。
- 当社では従来、有価証券報告書の公表と関連する英文開示を同日に実施してきた。株主総会前の有価証券報告書開示に係る大臣要請を受け、有価証券報告書の提出日を数日前倒しするとともに、英文開示についても同様に前倒しで対応した。これに伴う追加的な実務負荷は極めて大きく、担当者による連日の時間外勤務や休日出勤によって、かろうじて対応できたのが実情である。
- 有価証券報告書の早期化は、単純に担当人員を増やせば対応できる問題ではない。人的資本に関する実績やCO2排出量等、グループ会社や社外からの情報収集・確定を待たなければ作成できない情報も多く、企業自身の努力だけでは前倒しできないプロセスが存在する。開示時期を検討する際には、情報が実際に収集・確定可能となる時期まで含めた現実的な制度設計としてほしい。
- 複数の開示媒体における重複開示を解消するために、別媒体を参照する場合には、投資家が必要な情報に容易にアクセスできるよう、参照先、対象期間、更新時点、当該情報の位置付けを明確にする必要がある。また、有価証券報告書と任意開示媒体との間で記載内容に齟齬が生じないよう、開示体系全体の整合性を確保することが重要である。加えて、株主総会前開示を進める場合には、開示時期の前倒しに伴い、作成・確認・監査・社内承認に係る実務負担が短期間に集中することにも留意が必要である。開示の早期化と、情報の正確性・信頼性の確保とのバランスを踏まえた制度設計が望ましい。
- 各種開示資料の位置付けと対象範囲の明確化が必要である。一つの開示媒体に情報を集約することには一定の利点がある一方、情報の確定時期が異なるため、すべてを同一のタイミングで開示することは、現実的ではない場合が多い。
- 有報の開示時期を前倒しする場合、日本語版だけでなく英文開示についても、翻訳、内容の整合確認、レビュー、修正等を同時並行で前倒しする必要がある。特に、米国でADRを発行する企業など、海外向けの開示書類を並行して作成する企業では実務負担が極めて大きい。企業の海外上場・登録状況や英文開示の実務も踏まえ、現実的に対応可能な開示時期を検討してほしい。

【第二部】 企業の声 03：現実的に実装できるのか ～ 3/5 ～

一本化・早期化と監査・法的手続

- 今後、開示時期のさらなる早期化を求めるのであれば、有価証券報告書と事業報告において開示が必要な項目や重複項目を精査し、合理化を図る必要がある。また、財務諸表監査だけでなく、財務報告に係る内部統制の評価及び内部統制監査も前倒しする必要があるため、監査スケジュールにもご留意いただきたい。

- 当社としては、会社法及び金融商品取引法の法定開示書類の一本化により、株主・投資家等に統一性の高い情報を提供することは有益と考える。また、企業及び会計監査人における重複業務の解消も期待される。一方、一本化が実現したとしても、株主総会の3週間前開示に向けたスケジュール上・実務上の課題は依然として大きい。制度設計や社内実務プロセスの見直し等が必要であると認識している。

- 総会前開示を実現するためには、決算、監査、開示対応の各プロセスをさらに前倒しする必要があり、企業及び監査法人に相当の実務負荷が生じる。さらに、基準日の変更・分離を伴う場合には、株主名簿の確定・管理、信託銀行への委託業務、定款変更や株主総会決議等、追加的なコストや法的手続も発生し得る。したがって、有価証券報告書の総会前提出については、投資家による実際の活用可能性や追加的便益を十分に検証した上で判断すべきであり、企業の個別対応に依拠して一律に前倒しを求めることには慎重であるべきと考える。開示の一本化についても、会社法・金融商品取引法その他関連制度との整合性を踏まえ、企業及び監査法人が現実的に対応可能な制度設計としていただきたい。

- サステナビリティに関する開示拡充及び保証等のプロセス追加が求められている中で、開示拡充と提出時期の前倒しを同時に実現するのは現実的ではないと感じる。

- 有価証券報告書の株主総会前開示に対する要請が高まっており、弊社でも2025年より株主総会２日前に開示しているが、現行制度の下でさらなる早期化は実務上のハードルが非常に高い。

【第二部】 企業の声 03：現実的に実装できるのか ～ 4/5 ～

「3週間前」の妥当性と持続可能な日程

- 仮に基準日を後ろ倒しした場合、株主総会と第1四半期決算の時期が重なり、実務上の負担がさらに増加する。両業務は別部門が担当するため影響が限定的との見方もあるが、実際には、総会資料・想定問答、株主対応、経営陣への説明等に法務・総務・経理・税務・IRなど複数部門が横断的に関与しており、特にCFO及びそのスタッフには双方の業務が集中する。
- 有価証券報告書は、開示内容の正確性確保や監査対応等に係る負荷が非常に大きく、現行の株主総会スケジュールを前提とした場合、総会3週間前開示の実現は極めて困難である。
- 有価証券報告書の総会前開示は、経験を重ねれば一律に早期化できるような単純な実務ではない。毎年、新しい開示制度や会計基準への対応があり、事業結合や自然災害など、あらかじめ予定できない事象も発生する。決算は、同じ工程を繰り返せば年々短縮できるような定型業務だけで成り立っているわけではない。例外的な事象が何も起きない年を前提に開示期限を設定するのではなく、実際の企業実務として無理なく、持続的に対応できるスケジュールになっているかという視点で検討してほしい。
- 有価証券報告書の総会前開示について、「3週間以上前が望ましい」という期間を所与のものとして議論することには違和感がある。重要なのは、株主・投資家が議決権行使等の判断を行うために、実際にどの程度の検討期間を必要としているのかではないか。情報収集・分析におけるAI等の活用も広がる中、情報の探索・整理に要する時間の変化も踏まえ、例えば2週間前ではなぜ不十分なのかも含め、利用者側の実態を改めて検証してほしい。「3週間前をどう実現するか」から議論を始めるのではなく、「何のために、どの程度の期間が本当に必要なのか」を出発点として、企業の決算・監査実務とのバランスも踏まえた現実的な開示時期を検討すべきではないか。
- 株主総会を後ろ倒しした場合、新年度の業務執行体制と、株主総会で正式に選任される取締役体制との間に長期間のずれが生じる。新たな執行責任者を取締役に選任できない一方、退任予定者が取締役の地位にとどまり続ける場合もあり得る。役員人事の遅れは、単なる社内慣行の問題ではなく、企業経営やガバナンスにも影響する。

【第二部】 企業の声 03：現実的に実装できるのか ～ 5/5 ～

制度対応・印刷発送・XBRLの実務制約

- SSBJ基準の適用に伴い、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連情報の記載量は、大幅に増加することが見込まれる。これにより、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「事業等のリスク」との間で、記載の分量や詳細度のバランスに偏りが生じる可能性がある。
  また、今後、一定の企業についてサステナビリティ関連情報への第三者保証が段階的に導入される予定であるが、（サステナビリティに限らない一般的な）企業のガバナンスやリスク管理、中期経営計画のKPI等、他の重要な非財務情報との比較において、保証対象とする情報の範囲や優先度についても、十分な説明が必要と考える。
- 有価証券報告書のXBRL対応については、エラー発生時の原因分析や修正対応の負担が大きい。
- 有価証券報告書と事業報告等の両書類で同様のテーマを扱う場合であっても、顧問弁護士、会計監査人、ディスクロージャー支援会社との間で、両書類の整合性確認や修正内容の反映に関する調整がそれぞれ発生する。
- 有価証券報告書と事業報告等を一体として株主総会３週間前に開示することを前提とする場合、事業報告等を書面で提供する場合には、印刷・発送の工程を経るため、ウェブ掲載期限の株主総会日３週間前よりさらに２週間程度前（５月中旬頃）に事業報告等を校了している。
- ６月下旬の株主総会を前提にその３週間前に有報を開示するためには、５月中旬には有報ドラフトを完成し、監査審査手続に入ることが望ましい。一方、内閣府令改正を反映したASBJ等による開示様式の提供は年度末（３月）に行われる。そのため、開示様式への対応と決算作業の時期が重なり、十分な準備期間を確保することが困難となっている。
- 開示制度の改正に対応するためには、単に開示書類の様式を変更するだけでなく、社内の情報収集プロセス、システム、グループ会社への依頼事項、監査・保証対応等を見直す必要がある。新たな開示要求を導入する際には、企業が十分な準備期間を確保できるよう、制度改正から適用までの予見可能性を高めてほしい。

04

企業の声 04

価値創造を支える開示へ

【第二部】 企業の声04：価値創造を支える開示へ　～ 1/2 ～

開示集中が経営資源に与える影響

- 企業規模の大小にかかわらず、各企業が投入できる人的・時間的リソースには限りがある。大企業であっても決してリソースが潤沢に存在するわけではなく、新たな制度対応に伴う実務負荷の増大は、他の重要な業務に振り向けるべきリソースを圧迫することに留意が必要である。

- 有価証券報告書の英文開示が十分に進んでいない企業も多く、海外投資家による認知度・利用頻度も必ずしも高くない。また、サステナビリティ等についても、実際には、パッシブ運用を行う機関投資家のエンゲージメント担当者や、ESG情報を重視する投資家はESGレポート等を通じて理解を深めているのが実態と理解する。

- 総会招集・議事運営準備（議案、説明資料、想定問答、監査委員会対応）と開示原稿の確定を並行して行わなければならないため、総会前の時期には法務・財務部門の担当者に業務が集中し、時間外労働の増加等、労働環境が悪化している。各部門の連携に加え、事業報告等と有価証券報告書では、関与する会計監査人及びディスクロージャー支援会社との対応もそれぞれ必要となるため、各書類の版の受渡しや差分管理に労力がかかる。

- 有価証券報告書は記載すべき内容が拡充し、データの記載のみならず定性的な記述内容も増えている。サステナビリティ開示はさらに拡張されることが予定されており、関わる部署の範囲は広範に及んでいる。一方、経営上重要な時期（経営計画や経営方針を議論する時期）に原稿作成作業が重なっており、限られたリソースが開示業務に充てられることで、経営方針・経営計画の立案・議論等の~~本質的な~~業務に十分なリソースを充てられないという課題を感じている。

【第二部】 企業の声04：価値創造を支える開示へ　～ 2/2 ～

負担増が情報価値・担当者に与える影響

- 限られた担当者で決算関連業務・総会準備・開示業務を並行して行っており、繁忙期の時間外労働が増加しやすい。

- 事業報告と有価証券報告書には類似する情報が多く含まれる一方、別個の書類であり、記載細目も異なるため、書類ごとに内容を精査・確認する必要がある。正確性確保のため高い緊張感をもって業務に従事する必要がある。他方、重複感のある開示が存在することや、作成した情報が実際にどのように利用されているのかが見えにくく、開示の意義を実感しにくいこと等から、担当者の業務に対するモチベーションやエンゲージメントを維持する上でも課題が生じている。

- 近年、サステナビリティをはじめとする非財務情報の開示拡充や、有報総会前開示等により、開示にかかる負担は年々増加している。これらの開示要請への対応で手いっぱいとなり、ステークホルダーにとってより有用な情報提供を検討する余力が十分に確保できていない。

- 社会的な労働力不足の中で、開示業務についても人員の確保が課題となっている。少ない人数で業務を回すには、特定の時期に業務が過度に集中しない制度・スケジュールとすることが重要である。

- 有価証券報告書の開示事項が拡充される中、企業としても開示情報の正確性・信頼性を確保することの重要性は十分に認識している。一方、将来予測や一定の仮定・推計を伴う情報など、情報の性質は多様化しており、すべての情報に一律の訂正手続や法的責任・罰則を適用することが適切なのか、疑問がある。新たな開示事項の追加・拡充にあたっては、情報の性質や不確実性等を踏まえ、訂正手続や虚偽記載等に係る法的責任・罰則のあり方についても併せて検討してほしい。